

株式会社きらり． コーポレーション 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社きらり． コーポレーションと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 人材育成のための訓練・講座・研修・セミナーの企画運営及びコンテンツの開発・販売
- (2) キャリアカウンセリング及び就労支援に関する事業及び職業紹介業
- (3) 女性活躍推進のための組織づくり及びコンサルティング業
- (4) 起業家育成支援事業
- (5) 地域活性化・地方創生に関する事業
- (6) アプリケーション・ソフトウェア開発、IT活用業務効率化構築及びコンサルティング業務並びに情報通信業
- (7) IT・ICTに関する人材育成及び資格認定事業
- (8) 地域振興等に関する情報収集・調査・分析事業
- (9) 各種イベント・セミナー等の企画立案及び運営
- (10) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を熊本市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役全員の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は承認とみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週

間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、総株主の議決権の百分の三以上の議決権を有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。
- ④ 株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議事項及び決議の方法)

第17条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる。

- ② 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる決

議事項については、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ・譲渡制限株式や譲渡制限新株予約権の譲渡による取得承認
- ・譲渡制限株式の買取人の指定
- ・譲渡制限株式の割当
- ・募集新株予約権の割当
- ・取得条項付株式及び取得条項付新株予約権の取得日
- ・取得する取得条項付新株予約権の決定
- ・株式分割
- ・株式並びに新株予約権無償割当
- ・代表取締役の選定
- ・取締役の競業および利益相反取引の承認

- ③ 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則第72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

- ② 前項における株主総会議事録の写しを、株主総会の日から5年間当会社の支店に備え置くものとする。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、当会社の支店における会社法第318条第

3項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の資格及び権限)

第22条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。
- ③ 取締役は、当社の業務を執行する。

(取締役の選任の方法)

第23条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益の額は、各事業年度に支給する総額が1名当たり1,500万円を超えない範囲で、株主総会の決議によって定める。

(報酬等の支払方法)

第28条 取締役に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額(ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を毎月25日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第31条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。